

日本弁理士会への強制加入制度について

1．強制加入制度の概要と現状

(1) 強制加入制度の趣旨

弁理士は、工業所有権に関する手続の円滑な実施及び工業所有権等の活用の促進に寄与し、国民経済の健全な発展に貢献するという公共的役割を担っており、これに伴い、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないという職責がある。

このため、所管省庁には弁理士の監督権が付与されているが、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努力し、違反行為の防止に努めることが効果的である。

こうしたことから、現行の弁理士法¹においては、弁理士資格を有する者は、弁理士登録をし、かつ、日本弁理士会に入会することが義務づけられており、いわゆる強制加入制度を採用している。

(2) 日本弁理士会の目的

現行法において、日本弁理士会は、弁理士の品位保持のため、弁理士の資質向上と業務の改善を図るため、会員である弁理士の「指導、連絡及び監督」(弁理士法第 56 条第 2 項)に関する事務を行うことが明示的に規定されている。

(3) 我が国土業における団体への加入制度

我が国において法律上、業務独占を認めている主な専門職業のうち、資格者を会員とする団体への入会を義務づけているものは、弁理士の他、弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士の 8 資格がある。一方、資格者を会員とする団体への強制加入規定がなく、国が直接的に資格者の登録等の事務を行っているものには、医師、歯科医師、薬剤師、不動産鑑定士等がある。

(4) 他国における団体への加入制度

米国、イギリスにおいては、弁理士は日本弁理士会のような職能団体への加入が義務づけられていない。一方、ドイツ、フランスをはじめとした欧州諸国(イギリスを除く)では、弁理士に対して職能団体への強制加入が義務

¹ 弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。(弁理士法第 60 条)

づけられている国が多い。

また、韓国においては、1999 年 2 月に弁理士法が改正され、複数の弁理士会の設立を認めるとともに、弁理士の任意加入制度を導入した。

しかしながら、その後、大韓弁理士会の加入率が 30%程度に低下する等、知的財産権関連の国際協力及び交流事業、特許紛争法律救助などの公益事業の遂行に困難が生じた。

こうしたことから、大韓弁理士会への加入を再度義務化する等、2006 年 3 月に弁理士法が改正された。

(5) 強制加入制度のあり方に関する議論の経緯

平成 12 年の弁理士法改正にあたっても、資格者団体への強制加入制度について議論が行われたが、知的財産専門サービス小委員会の報告書においては、強制加入制度について、「制度のメリット・デメリットの両面があるのは事実であるが、当面、いわば負の部分である競争制限的な規約・慣行について徹底的に見直しを図るとともに、会の運営が恣意的なものとならないように、オンブズマン・外部監査役等の導入を検討することによって、メリットを生かしつつ、弁理士制度の機能強化を図っていくことが適切である」とされた。また、「強制加入制度の在り方自体についても、今後の弁理士数の増加、各国の動向、他士業の動向を十分踏まえつつ、競争政策の視点に立った不断の検証、見直しが必要である」とされた。

なお、規制改革委員会においても、強制加入制度について、公正有効な競争確保の観点から規制緩和すべきとの議論が行われてきたが、平成 11 年 12 月の規制改革委員会では賛否が相半ばし、今後検討を深めることとされた。

こうした議論を背景に、平成 12 年の弁理士法改正においては、以下のような改正を行った。

日本弁理士会の自主的な活動を促進する観点から、日本弁理士会の意思決定に大きな影響を及ぼす事項や、日本弁理士会に対して監督官庁が委譲している事務に関する事項を除き、大臣の認可を外し、日本弁理士会が機動性をもって会を運営できることを担保した。

日本弁理士会の活動の透明性や公平性を確保するため、日本弁理士会の情報提供に関する規定の会則への明記や、弁理士登録業務に係る登録審査会の第三者機関化を行った。

日本弁理士会の会則記載事項とされていた、「謝金及び手数料に関する事項」について、当該会則の規定を根拠として日本弁理士会が弁理士標準報酬額表を定めていたが、このような標準報酬額表が弁理士間の自由な価格

設定を阻害したり、公定料金として取り扱われるおそれがないとは言えないことから、当該会則の記載事項を削除するとともに、標準報酬額表を廃止した。

平成 12 年の弁理士法改正後、平成 12 年 12 月の規制改革委員会では、「強制加入制度の在り方については、当面資格者団体における競争制限的行為の排除の状況、チェック機能の強化策の進捗状況、本来の品位保持と資質の向上に関する業務の実施状況等を注視することとし、その状況を踏まえて改めて検討することが適当である」とされ、これを受けて、公正取引委員会は平成 13 年 10 月に資格者団体に関する独占禁止法上のガイドラインを公表している。

(参考) 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方(抜粋)
平成十三年十月二十四日 公正取引委員会

資格者団体については、強制入会制度が採られており、資格者は団体へ入会しなければ業務を行うことができないことから、資格者団体において競争制限的な活動が行われた場合には競争に与える影響が一層大きなものとなる。このため、資格者団体が行う活動については、会員の機能又は活動を不当に制限したり、需要者の利益を不当に害するものとならないよう十分注意する必要がある。

2 . 問題の所在

内閣府に設置された規制改革・民間開放推進会議において、平成 18 年 3 月以降、資格制度の見直しの一環として強制加入制度のあり方が議論されている。具体的には、5 月 30 日の「各課題の論点整理」において、以下のような指摘がされている。

強制入会の弊害とされていた報酬の減額制限、過度の広告規制等の競争制限的とみられる規定は、廃止されてきており、資格者団体を通じて、資格者の品位向上と資質の維持向上が図られているという主張もなされているが、資格者団体に加入しなければ資格者としての業務を行い得ないという点で競争制限的に機能しており、必要以上に資格者間の垣根が高くなっているとの指摘もある。

3 . 論点

(1) 競争制限的な側面について

上記の「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」において、資格者団体において競争制限的な活動が行われた場合には競争に与える

影響が一層大きなものとなるとの指摘がなされているが、こうした観点から、現時点においても問題となり得るような具体的状況があるのか否かの検討が必要である。

また、規制改革・民間開放推進会議においては、資格者団体に加入しなければ資格者としての業務を行い得ないという点で競争制限的に機能しており、必要以上に資格者間の垣根が高くなっていると指摘されている。

確かに強制加入である以上、団体に加入しなければ業務を行い得ないという点で競争制限であることは、ある意味当然であり、問題はこのような競争制限的效果と強制加入によるメリットとの比較衡量であると考えられる。

(2) 日本弁理士会の機能について

前述のとおり、強制加入制度の趣旨は、弁理士が国から一定の独占業務を付与された資格であり、本来、弁理士の監督はこの制度を創設した国が行うべきであるところ、行政のスリム化・効率化の観点、また、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し合うことなどにより、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努めることが効果的であるとの観点から、資格者の団体をして登録業務を行わせているものと考えられる。

こうした観点から、強制加入制度を今後も維持するとすれば、日本弁理士会において、弁理士についての資質の向上のための指導・研修、弁理士に係る十分な情報の提供、弁理士に対する職業モラルの維持・向上、知的財産権制度の拡充・強化への貢献などを十分に行うことが必要であると考えられる。

なお、上記及びについては、弁理士制度小委員会の検討テーマである、研修制度、弁理士情報の公開において別途議論することとする。

弁理士に対する職業モラルの維持・向上

日本弁理士会は弁理士会員に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする自治的団体であり、公共性を持つ弁理士の日常業務等について、行政に代わって相互に監督・監視を行わせるため、強制的に設立させたものである。

したがって、日本弁理士会は設立趣旨を踏まえて、自治的団体としての機能を発揮すべきであり、強制加入制度を生かして弁理士が法律又は会則上の

遵守義務規定に違反した場合は、日本弁理士会としての懲戒処分を適切に行うことが必要である。

現行の日本弁理士会則 49 条²に基づく処分実績は、平成 13 年から平成 17 年までの間に、戒告 6 名、会則によって会員に与えられた権利の 2 年を限度とする停止 3 名、経済産業大臣に対する懲戒請求 2 名、退会 3 名となっている。この処分実績が弁理士の人数と比べて十分か否かの議論があるところであるが、いずれにしても、義務違反には厳正に対処することが必要である。

なお、処分を執行したときの公表は、日本弁理士会則 53 条において会報に掲載するとされているが、公共的役割のある弁理士の処分の公表は、日本弁理士会ホームページに掲載する等、周知性の高い公表手段により行うことが必要である。

知的財産権制度の拡充・強化への貢献

日本弁理士会が知的財産権関連の事業を円滑に遂行することは、産業財産権制度の発達を促すばかりではなく、このことが、弁理士の公共性にふさわしい威信を高めることにも通じると考えられ、一層の強化を図るべきである。

< 17 年度弁理士会事業の一部 >

- 弁理士知財支援ネット・・・各都道府県単位に窓口責任者を設置し、弁理士による全国をカバーする知財支援ネットワークを構築。
- アクセスポイントの設置・・・弁理士に関する総合的な情報提供やユーザーニーズにあった相談所、相談会を紹介する活動を展開するため、アクセスポイントを設置。
- ふるさと支援隊・・・各弁理士が故郷の知財掘り起こし活動を行う。全国 620 弁理士が参画。
- 商標キャラバン隊・・・地域ブランドの掘り起こしや保護のため、各地域に赴き地域ブランド保護支援活動を展開。ユーザーに対するセミナー、相談会を全国 64 箇所で開催。

(3) 日本弁理士会の透明性・公平性の担保について

我が国においては、これまで、強制加入制度を維持してきたことから、平成 13 年に策定された独占禁止法上のガイドラインを遵守する等、強制加入制度が競争制限的な面の影響をもたらさないよう十分に注意しながら、前述のメリットが十分に発揮されるよう日本弁理士会において、オンブズマン・外部監査役等に一層の活動をするのが適切であると考えられる。

² 日本弁理士会則 49 条 会長は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合において、本会の秩序又は信用を害したときは当該会員を処分することができる。

弁理士会は会則 73 条³により、社会に開かれた会務運営や社会に貢献する弁理士制度をめざすことを目的として、各界の有識者からなる「外部意見聴取会」制度を設けているが、このような制度を通じて、日本弁理士会が会務の運営等においてさらに透明性を高めることで、社会と一体となった弁理士制度の確立に務める必要がある。

- ・ 強制加入制度を維持することは合理的なのか。
- ・ 強制加入制度を廃止とした場合、具体的にどのような弊害が生じているからなのか。
- ・ 強制加入制度を維持とした場合、日本弁理士会が行うべきこととして前記 ～ で十分か、また、現状の内容で十分か、更にこれら以外に何があるか。

³ 日本弁理士会則 73 条 会長は、外部の有識者からなる外部意見聴取会を設ける。